

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第138号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第195号）
「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5ページのL3地すべりブロックにおける1測線の土塊区分断面図に示されている泥岩層が、すべり面が通る位置で厚く記載されている根拠を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯
 - (1) H22. 11. 22 公開請求
 - (2) H22. 12. 6 公開決定
 - (3) H23. 1. 28 異議申立て
 - (4) H24. 4. 16 諮問
 - (5) H26. 3. 4 答申
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、本件報告書において、泥岩層の厚さが、平成16年以前のL3地すべりブロックの1測線の断面図と比較して、すべり面が通る位置で厚く記載されていることについて、その根拠を公開請求したもので、地質構造は総合的に判断されるとしても、個別の各層の推定根拠を請求したものであると述べている。</p> <p>実施機関は、本件報告書におけるL3ブロックの1測線の土塊区分断面図の泥岩層について、従来、断層があると判断し、断層面の前後において位置と厚さにずれがあるように描いていたが、周辺の地質構造とボーリングコアの見直しによって、断層ではなくすべり面であると解釈を変更したため、すべり面の前後における位置と厚さが合うように修正したもので、個別の地層の厚さの決定に係る公文書は存在しないと説明している。</p> <p>このようなことから、実施機関が、本件公開請求に対応する公文書を保有していないとして不存在決定を行ったことは、不自然、不合理とはいえない。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)

答申第138号

答 申 書

平成26年3月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地質解析業務委託報告書」（以下「本件報告書」という。）の9-5ページのL3地すべりブロック（以下「L3ブロック」という。）における1測線の土塊区分断面図に示されている泥岩層が、すべり面が通る位置で厚く記載されている根拠を記載した文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成22年12月6日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

総合的に判断したものであり、個別理由を記載した公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年1月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年4月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求は、土塊区分断面図に記載された泥岩層の厚さを決定した根拠を求めるもので、地質構造の個別の推定根拠の公開を求めたものである。証拠に基づいて地質構造は決定されるべきであり、根拠なくして記載することはあってはならない。

実施機関の理由説明書では、周辺の地質構造とボーリングコアの見直しにより総合的に判断したとされているが、この泥岩層は推定されたすべり面より下の不動地盤側にあり、平成16年以前の断面図に記載されていた断層線から離れた地点にあるので、この見直しの結果に左右され、その厚さを増す理由にはならない。特に、ボーリングコアの見直しは、特定ボーリング孔のすべり面深度を深く訂正しただけで、すべり面より下の不動地盤側の見直しは行われていない。

そのようなことから、本件報告書の土塊区分断面図において、泥岩層の厚さを変更した理由は他にあるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び当審査会における説明で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書における泥岩層の厚さの決定については、周辺の地質構造とボーリングコアの見直しにより総合的に判断し、その結果に基づき図示したもので、他に個別の推定根拠を記載した文書がないため、不存在としたものである。

平成16年度までの地質解析に関する業務委託報告書では、断層が存在すると判断していたが、ボーリングコアの見直しによって、岩が破碎した層がみられるところについては、断層による破碎ではなく、すべり面があることによるものと解釈を変更したので、断層であれば、すべり面の前後でずれがある断面図を描くことになるが、すべり面と解釈する以上、地すべり土塊と不動地盤との境界での厚さと位置が合うように修正したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において、L3ブロックの1測線の土塊区分断面図の泥岩層の厚さを決定した根拠を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件報告書において、泥岩層の厚さが、平成16年以前のL3ブロックの1測線の断面図と比較して、すべり面が通る位置で厚く記載されていることについて、その根拠を公開請求したもので、地質構造は総合的に判断されるとしても、個別の各層の推定根拠を請求したものであると述べている。

なお、当審査会から実施機関に確認したところ、平成16年度の断面図とは、犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム基本設計資料作成業務委託報告書の「L3地区地質断面図」であるとのことであった。

実施機関は、本件報告書におけるL3ブロックの1測線の土塊区分断面図の泥岩層について、従来、断層があると判断し、断層面の前後において位置と厚さにずれがあるように描いていたが、周辺の地質構造とボーリングコアの見直しによって、断層ではなくすべり面であると解釈を変更したため、すべり面の前後における位置と厚さが合うように修正したもので、個別の地層の厚さの決定に係る公文書は存在しないと説明している。

このようなことから、実施機関が、本件公開請求に対応する公文書を保有していないとして不存在決定を行ったことは、不自然、不合理とはいえない。

なお、異議申立人は、実施機関の地質構造の見直しが誤りであると主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場になく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえず、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月16日	○諮問を受けた。(諮問案件第195号)
平成24年8月27日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成24年11月8日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年7月25日 (第241回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年8月22日 (第242回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成25年10月17日 (第244回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年11月21日 (第245回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年12月24日 (第246回審査会)	○事案の審議を行った。